

会議名	令和7年度 第2回 愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議結果(概要)
開催日時	令和7年12月22日(月) 19時30分～20時27分
開催場所	本庁舎 3階 第4会議室
出席者	被保険者代表 飯島滋夫、西澤一樹 保険医・薬剤師代表 別役末治、矢部隆宏 公益代表 伊關美佐保、宇野久七郎
欠席者	北川義博、武久典子
事務局	福祉政策監・健康推進課長 木村美紀 住民課課長 楠真二、係長 隅山誠、主査 田中隆道 税務課課長 藤澤雅史、課長補佐 山田耕作、主事 清水力
傍聴者	0人
議 題	審議事項 (1)愛荘町国民健康保険税率について 報告事項 (2)第3期滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直しについて
審議内容	別紙のとおり
問い合わせ先	住民課 担当 隅山 連絡先 0749-42-7692

(開会)

1) 会長あいさつ

2) 政策監あいさつ

3) 議事録署名委員の選出について

会長の指名により、飯島委員、西澤委員に決定。

4) 愛荘町国民健康保険税率について

事務局説明の後、質疑・応答

- ・(委員) ただ今事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお出しいただきしたいと思います。いかがでしょうか。
- ・(委員) 資料2の12ページ、人間ドックの助成について、「1泊」と「脳+1泊」は近年の助成実績がないことから助成額の増額をしないということですが、被保険者がより利用しやすい環境作りのために、「1泊」と「脳+1泊」の増額は検討されないのでしょうか。
- ・(事務局) ご意見ありがとうございます。「1泊」と「脳+1泊」については、近年の助成実績がなかったことから助成額を増額ではなく据え置きとしていましたが、被保険者がより利用しやすい環境作りが必要だと考えますので、前向きに検討します。
- ・(委員) 資料3の8ページ、国民健康保険税率見直しについて、基礎分で事務局案の税率が7%とありますが、この内容について教えてください。
- ・(事務局) 国民健康保険税を計算する際に、所得割、均等割、平等割の3種が賦課されることになり、均等割は個人に、平等割は世帯に賦課され、所得割は個人の前年の所得に応じて賦課されます。例えば、所得が100万円の方は7%が賦課され、年間の所得割額が7万円となります。所得がない場合は所得割が賦課されず、均等割と平等割のみが賦課されます。
- ・(委員) インターネット等の情報によると、国民健康保険で賦課される率が、年収に対して10%から12%であり、社会保険では賦課される率が大体5%ほどであると記載がありました。国保税率の全国平均が10%から12%であるのならば、滋賀県は全国平均よりも低いということでしょうか。
- ・(事務局) 年収と所得では条件が異なります。例えば、年収500万円であれば所得は300万円代の後半くらいになるかと思います。全国平均はわかりかねますが、滋賀県では所得割が高くとも7%代で10%代の市町はありません。
- ・(委員) 国民健康保険では、全国平均でも7%程度と考えてもよろしいでしょうか。
- ・(事務局) 差し支えないと思われます。

- ・(委員) 国や県の方針があるので仕方ないとは思いますが、保険税を負担する被保険者にとっては負担増となり、苦しい思いをされる方もいらっしゃるということを意見させていただきます。

- ・(事務局) ご意見ありがとうございます。

国民健康保険中央会が発行している冊子によりますと、全国平均の保険料負担率が国保で9.5%、協会けんぽで7.2%、健保組合で5.7%となっており、国保の負担率は比較的高くなっています。しかし、公費負担率では国保が5割程、他の制度は労使折半しているため2割弱程で比較的に安くなっています。次年度から、社会保険も含めて子ども子育て支援金制度が賦課され、国では令和10年度には総額1兆円規模を予定しており、その分が加算されることとなります。それに伴い、国の施策として所得の増加に取り組み、予算化することで、保険料(税)の負担増への支援を講じられるものと考えます。

国民健康保険では、1人あたりの医療費が増加していますが、被保険者が減少しており、財政安定化が必要となることから保険料(税)の統一化が全国的に推進されています。

- ・(委員) 国民健康保険では、医療費が増加していきますが、被保険者は減少していくため、財政の困難化が進むものと思われま。それに対応するために統一化が図られており、統一保険料(税)水準に合わせるために、基金を活用しながら税率を段階的に引き上げていく方針です。

- ・(委員) 他に何かありますか。

なければ、愛荘町国民健康保険税率について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

- ・(委員) : (5名挙手)

- ・(委員) 賛成多数ですので、事務局案で進めさせていただきます。

つづきまして、報告事項「第3期滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直しについて」を事務局より説明をお願いします。

5) 第3期滋賀県国民健康保険運営方針の一部見直しについて

事務局説明の後、質疑・応答

- ・(委員) ただ今、事務局より説明いただきました。

ご質問・ご意見はございませんか。

- ・(委員) 報告ですので、会議終了後でも意見がありましたら事務局へ連絡いただければと思います。

それでは、次回開催について事務局からお願いします。

6) 次回の開催日について

■次回開催日

2月3日（月）もしくは4日（火）

（閉会）